

群馬県立県民健康科学大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判定

2018（平成30）年度大学評価の結果、群馬県立県民健康科学大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2019（平成31）年4月1日から2026（平成38）年3月31日までとする。

II 総評

群馬県立県民健康科学大学は、「豊かな人間性と専門的な知識・技術に加え、人間としての尊厳を重んじ、様々な側面から保健医療を考え、自立して判断し行動することができる保健医療専門職を養成するとともに、研究成果を地域に還元し、県民の保健・医療・福祉環境の更なる向上に寄与する」という建学の基本理念と「保健医療に関する高度な知識と技術を教授研究し、高い教養と豊かな人間性を持つ保健医療専門職者を養成するとともに、研究成果を地域に還元することにより、県民の保健、医療及び福祉サービスの向上に寄与すること」という大学の目的を掲げている。

建学の基本理念や大学の目的を実現していくための具体的な中・長期の目標や計画及び諸施策について、これまでは県の一機関としての公立大学であるが故に、大学独自に策定できていなかったが、2018（平成30）年度から公立大学法人化され、大学の現状及び将来を見据えたうえで、2018（平成30）年度以降の中期計画、2018（平成30）年度の年度計画を策定している。

これまで、保健医療の専門職者の育成に向けてさまざまな取組みを展開しており、少人数制を重視したきめ細かな教育及び指導・支援に取り組んでいる。なかでも、学生支援については、カリキュラム・アドバイザーとグループ担任制度の併用が少人数教育の効果を高めており、優れた取組みである。また、「看護学教員養成課程」を設け、基礎学習に現場での実習を加えた大学独自のカリキュラムにより、看護学に携わる教育者の育成に取り組んでいることは、社会貢献事業として高く評価できる。

一方で改善すべき課題もいくつか見受けられる。研究科において、学習成果の測定を行っていないほか、学長の権限について規程がないことは課題である。

さらに、本協会が最も重要視する、教育研究を中心とする学内のさまざまな活動の質を大学自らが一定の水準にあることを実証する内部質保証については、方針及び手続を定め、「大学運営会議」を中心とする制度としているが、大学幹部による非公式会

議「サミット」が内部質保証に果たす役割が大きく、方針・手続に則したシステムとはなっていない。

今後は教育の充実と学習成果の向上を図るために内部質保証システムを有効に機能させ、群馬県立県民健康科学大学がさらなる発展を遂げることを期待する。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

建学の基本理念及び大学の目的に基づいて、適切に大学の教育研究上の目的を設定している。また、それらを踏まえて、学部・研究科の目的を適切に設定している。

これらの建学の基本理念や大学の目的は、『学生便覧』や大学ホームページを通じて学内はもちろん社会に向けても積極的に公表している。また、理念や目的を実現していくための具体的な中・長期の目標や計画及び諸施策について、これまでは県の一機関としての公立大学であるが故に、大学独自に策定できていなかったが、2018（平成 30）年度からは公立大学法人化され、大学の現状及び将来を見据えたうえで、2018（平成 30）年度以降の中期計画、2018（平成 30）年度の年度計画を策定している。

① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

建学の基本理念をもとにして、大学の目的を、「保健医療に関する高度な知識と技術を教授研究し、高い教養と豊かな人間性を持つ保健医療専門職者を養成するとともに、研究成果を地域に還元することにより、県民の保健、医療及び福祉サービスの向上に寄与すること」と定めている。

これらを受けて、大学の目的及び学部の教育研究上の目的が定められている。例えば、看護学部の目的は「群馬県の県民をはじめ、様々な地域に生活する多様な人々の生涯にわたる健康水準の維持向上に貢献する方法を学ぶことを通して、人間と環境への興味関心を深め、豊かな人間性を培うとともに、科学的根拠に裏付けられた専門的知識・技術並びに高い倫理的判断力に加え、看護専門職者としての自律的発達や看護学を探究できる基盤を身につけ、将来的には国内のみならず国際的にも普及する新たな看護実践の創造開発に携わることを目指す、社会貢献への使命感と意欲をもつ人材の育成を目的とする」というものであるが、「豊かな人間性」「科学的根拠に裏付けられた知識・技術」「高い倫理的判断力」「自律的発達」「社会貢献」等のキーワードが含まれていることから、高等教育機関及び公立大学としての特徴を示したものであり、なおかつ建学の基本理念や大学の目的

に沿って適切に設定されていると認められる。

大学院の課程並びに看護学研究科及び診療放射線学研究科の教育研究上の目的も、建学の基本理念を踏まえて定められている。

② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

建学の基本理念については学部及び大学院の『学生便覧』に明示されている。学部の教育研究上の目的は、学則で規定し、『学生便覧』において学生への周知を図っている。大学院については、博士前期課程及び同後期課程の目的及び研究科の教育研究上の目的を大学院学則に明示している一方、ホームページにおいて各研究科の課程ごとに設定した教育研究上の目的を公表しており、これらを整理・検討することが望まれる。

大学の目的及び学部・大学院の教育研究上の目的は、ホームページに掲載しており、社会に対して公表されている。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

2017（平成 29）年度までは、群馬県が運営する公立大学であったことから、大学の設置に関する必要事項は、「群馬県立県民健康科学大学条例」に定められていた。そのため、大学としての中・長期の目標や計画その他の諸施策はなく、県全体の計画のなかに、県の施策の一翼を担う形で位置づけられていた。

なお、2018（平成 30）年度から公立大学法人へ移行したことに伴い、学長が議長を務める「大学運営会議」が中心となり、大学の現状及び将来を見据えたうえで、2018（平成 30）年度以降の中期計画、2018（平成 30）年度の年度計画を策定している。公立大学法人後の第一期中期計画では、学生の受け入れ、教育内容、教育の実施体制、学生支援、研究促進、地域・社会貢献等の項目において数値目標を明確に示し、目標達成のための方向性を明らかにしている。

2 内部質保証

<概評>

建学の基本理念に基づく大学の目的を達成するため、全学的な「大学の基本方針」を策定し、そのなかで「内部質保証のための基本方針」を定めており、「大学運営会議」を中心とする全学的な内部質保証となる手続を定めている。大学の教育に関する情報や法人情報についてはホームページを通じ積極的に公開している。また、高等学校訪問やオープンキャンパス、合同説明会を通じ県民や受験生に対する情報公開を行っている。

しかし、各学部・研究科及び各部局による自己点検・評価及び改善・向上に向けた取組みはある一方で、「大学運営会議」による全学的な改善・向上の取組みが行われておらず、非公式な大学幹部会議「サミット」が内部質保証に果たす役割が大きいかかわらず、その権限・役割及び「大学運営会議」・各委員会等との連携を明らかにしておらず、点検・評価の結果に基づく全学的な改善・向上に向けた取組みが方針及び手続に則して行われていないため、改善が求められる。また、内部質保証システムの適切性についての定期的な点検・評価については、「サミット」や「大学運営会議」において行われているが、実施周期を明確にしていなかったため改善が望まれる。

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

建学の基本理念に基づく大学の目的を達成するため、全学的な「大学の基本方針」を策定し、そのなかで「内部質保証のための基本方針」を定めており、「本学は、建学の基本理念及び設置の目的、各学部・研究科の目的並びに各種方針を実現するために内部質保証システムを構築し、それを十全に機能させて恒常的・継続的に大学教育の質の改善・向上に取り組む」という全学的な方針が示されている。また、これらの方針をもとに「大学運営会議」が設置され、各学部・研究科、委員会等は「大学運営会議」の方針を受け、教育活動の実施、改善・向上に取り組むことが、内部質保証のための全学的な手続として明示されている。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

「大学運営会議」は、大学教育の質の保証及び向上を恒常的・継続的に推進するために、各学部・研究科、委員会等におけるPDCAサイクルを適切かつ有効に機能させ、自己点検・評価の結果に基づく全学的な改善・向上を図る役割を有している。なお、2016（平成28）年度に委員会組織を再編し、「大学運営会議」の構成員は、学長、看護学部長及び診療放射線学部長（いずれも研究科長兼任）、附属図書館長、地域連携センター長に加え、全学委員会の委員長のすべてが入ることとなった。これにより全学的な内部質保証の実施機関である「大学運営会議」が、教育活動の状況を常に把握し、学長のリーダーシップのもと、その意思決定が直ちに全学に周知・実行される仕組みが整えられた。同時に、それまで部局ごとにとどまっていた自己点検・評価を全学的に「自己評価委員会」が集約する形で行い、報告書をまとめる体制を設けている。

上記より、組織改編を行い内部質保証体制を設けているが、「大学運営会議」の一部の構成員及び事務職幹部により構成される、非公式の大学幹部会議である「サミット」が、内部質保証を推進するうえで実質上重要な会議体でありながら、その権限・役割を明文化しておらず、組織上及び内部質保証体制上の位置づけも明

らかにしていない。さらに、「サミット」と「大学運営会議」をはじめとする各委員会との連携や役割分担についても明確にしておらず、内部質保証体制が適切に整備されているとは認められないため、改善が求められる。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）及び学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、「方針策定のための基本的考え方」に基づき、卒業・修了時において学生が身につけるべき学力、資質・能力等の達成度を軸に策定しており、3つの方針相互の内容は整合している。

自己点検・評価については、各種データ等に基づいて、「自己評価委員会」による全学レベルを中心に、委員会レベル、学部・研究科レベル、個人（教員）レベルで組織的・機能的に取り組んでいるものの、「大学運営会議」の方針を受けた各組織の改善・向上に向けた取組みについては実績がなく、十分に行われているとはいえない。

また、2016（平成 28）年度の内部質保証システムの見直しや、大学院博士後期課程の設置の際に、「サミット」が大きな役割を果たしていることは、方針及び手続に基づいた、「大学運営会議」を中心とする内部質保証システムの運用という観点からも適切ではないため、改善が求められる。

なお、2017（平成 29）年度の「自己点検・評価報告書」で学外者からの意見を求めているが、2018（平成 30）年度以降も継続して学外者から意見を求めることを計画している段階にとどまっている。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

2011（平成 23）年度の認証評価（大学評価）結果及び2012（平成 24）年度の自己点検・評価結果について公表している。また、ホームページ上に「教育情報の公表」ページを設け、法令に則り、学部・研究科ごとに教育情報を公開し、最新の情報を公表している。さらに、群馬県内公立大学合同説明会、オープンキャンパス、学園祭における個別相談会、高等学校教諭を対象とした大学説明会、教員による県内外の高等学校訪問等、機会のあるごとに教育研究活動等に関する情報公開を積極的に行っている。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

内部質保証システムの適切性について疑義があれば、まず「サミット」で話し

合われ、これを受けて「サミット」メンバーが含まれる「大学運営会議」で正式に審議され、改善・向上の方策を示すことになる。ただし、点検・評価の実施周期を明確にしていなかったため、改善が望まれる。

<提言>

改善課題

- 1) 「大学運営会議」を中心とする内部質保証システムの体制は設けているものの、非公式な幹部会議である「サミット」が内部質保証の推進に大きな役割を果たしているにも関わらず、その権限・役割を明文化しておらず、組織上及び内部質保証体制上の位置づけも明らかにしていない。さらに、内部質保証推進組織である「大学運営会議」の方針を受けた各組織の改善・向上に向けた取組みの実績はなく、点検・評価の結果に基づく全学的な改善・向上に向けた取組みが方針及び手続に則して行われていないため、改善が求められる。

3 教育研究組織

<概評>

建学の基本理念及び大学の目的に照らして、保健医療専門職養成課程である看護学部及び診療放射線学部の2学部、看護学研究科及び診療放射線学研究科の2研究科（博士前期課程、博士後期課程）を、大学の教育理念と目的に沿って設置している。

教育研究組織の適切性については、「大学運営会議」の審議を経て外部評議員の意見を聴き、大学として最終決定を行っており、その成果として研究科に課程・コースを新設するなど、点検・評価の結果に基づく改善・向上に向けた取組みを行っている。今後は、現行の内部質保証システムのもとで適切に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に取り組むことが望まれる。

① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

建学の基本理念及び大学の目的に照らして、保健医療専門職養成課程である看護学部及び診療放射線学部を設置し、両学部それぞれを基盤とする大学院看護学研究科及び診療放射線学研究科に、博士前期課程及び博士後期課程を設置している。また附置機関として、附属図書館と地域連携センターを設置しており、教育研究組織を適切に構成している。なお、「地域連携センター」は、県民に向けた公開講座を開催しているほか、県立高等学校での出張講義、さらには医療機関、医療従事者に対する知的財産・研究成果の還元を行うことにより、県民の保健医療福祉の向上に寄与している。

- ② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学部教授会や研究科委員会での点検・評価結果に基づき、教育研究組織の変更を検討することが必要と判断された場合は、全学的な内部質保証の推進に責任を負う「大学運営会議」の審議を経たうえで、評議会において外部評議員の意見を聴き、大学としての最終決定を行っている。具体的には、2016（平成 28）年度の大学院博士後期課程の設置、2018（平成 30）年度の看護学研究科博士前期課程キャリア開発コースの新設にみられるように、教育研究組織の改善・向上に向けた取り組みがなされている。今後は、現行の内部質保証システムのもとで適切に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に取り組むことが望まれる。

4 教育課程・学習成果

<概評>

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を、授与する学位ごとに策定し、学生・教職員に明示し、ホームページで公表している。各学位課程では、教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程を編成し、授業科目を学生に提供している。キャップ制等、学生が効果的に学習を行うためのさまざまな措置も講じている。なお、研究科において、学習成果の測定が十分に行われていないため、改善が求められる。

点検・評価結果に基づく、具体的な改善・向上の取り組みについては、着実に行われていることが確認できるものの、今後は、現行の内部質保証システムのもとで適切にこれらに取り組むことが望まれる。

- ① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

学位授与方針は、建学の基本理念及び大学の目的、各学部及び各研究科の目的に沿い、両学部並びに大学院両研究科の博士前期課程及び博士後期課程のすべての授与する学位ごとに定めている。例えば、診療放射線学研究科博士前期課程の学位授与方針には、「診療放射線学に関する高度な知識を習得し、専門分野の研究動向を把握していること」をはじめとする5つの方針が明示されている。

なお、学位授与方針は『学生便覧』、シラバス、大学ホームページを通じて教員・学生及び社会に向けてわかりやすく公表されている。

- ② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

学位授与方針に基づき、教育課程の編成・実施方針を授与する学位ごとに策定し、学生・教職員に明示している。

例えば、診療放射線学研究科博士前期課程では、「診療放射線学研究科には放射

線画像検査学分野及び放射線治療学分野の2分野を編成し、各々の分野に対応する『専門科目』、並びに両者に共通する『共通科目』を置く。本研究科で開講する授業科目はすべて演習科目とする。また、本研究科学生の学修目的に応じた幅広い科目履修を可能にするため、必修科目である診療放射線学特別研究を除いたすべての授業科目を選択科目とし、修了単位として認める」という教育課程の編成・実施方針を定めている。こうした教育課程の編成・実施方針は、『学生便覧』、シラバス、ホームページを通じて広く、教員・学生、社会に向けてわかりやすく公表している。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

教育課程の編成・実施方針に基づき、学部、研究科ともにカリキュラム・ツリーを作成し、各科目と最終的に習得する資質・能力の関係性を明確に示し、教育課程の編成・実施方針の具体化を図っている。

学部については、「教養教育科目」「専門基礎科目」「専門科目」「保健医療専門職共通科目」を配置し、学年進行とともにより深い専門的知識・技術の学びに移行できるようカリキュラムを編成している。例えば、診療放射線学部においては、基礎・臨床知識の習得のための講義科目から演習、実験、そして実習という順序で科目を配置することで、体系的な学習を可能にしている。

研究科については、看護学研究科では、博士前期課程・後期課程ともに教育課程の編成・実施方針に基づいたカリキュラム・ツリーを構築し、看護学研究科の共通科目及び診療放射線学研究科との共通科目、また、演習や講義を通じて実践看護学及び看護教育学のそれぞれの領域を体系的に学び、最終的に「特別研究」へ統合されており、適切に教育課程を編成している。教育課程は、大学院学則及び「大学院履修方法及び学修の評価に関する規程」により、授業科目、配当年次、単位数及び履修方法等を明示するとともにその詳細を『学生便覧』・シラバスに示している。また、看護学研究科では、教育目標に掲げた人材像と教育課程を構成する授業科目の対比表を作成することにより、看護学研究科の教育課程の体系的性が確認されている。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

各学部において効果的に教育を行い、学生の学習を活性化するために、単位の実質化を図るための各種制度の導入、シラバスの活用、学生の主体的参加を促す授業形態・授業内容及び授業方法の工夫、履修要件の厳格化等さまざまな措置を講じている。

学生個々に対する組織的な履修指導体制として導入したカリキュラム・アドバ

アドバイザー制度では、学生約9～10名を1グループとし、カリキュラム・アドバイザーとして専任教員1名を配置している。カリキュラム・アドバイザーは担当する学生に対し4年間の学習の流れを見据えたなかで学習内容を確認し、履修計画の改善を指導するとともに、セメスターGPAと累積GPAに基づき、履修計画のサポートや効果的な学習活動を支援している。学生はセメスター開始時の履修登録の前に、カリキュラム・アドバイザーを必ず訪問し、必修・選択を含めた履修科目、単位数、今後の履修計画、GPAの状況等を伝え、履修登録確認を得るシステムにしている。

学生の授業外学習時間が一貫して少なかったため、これを増やすために、2016（平成28）年度より、学習支援システム（manaba）を導入し、学習時間の増加につなげている。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

学士課程の成績評価方法及び基準は学則に規定され、授業科目の履修方法及び学修の評価の詳細が「授業科目、履修方法及び学修の評価に関する規程」に定められている。また、大学院の成績の評価、単位修得認定、修了認定に関しては、大学院学則にそれぞれ定められている。

各科目責任者の成績評価に基づき、各学部の「教務部会」（大学院は「研究科教務委員会」）において単位認定案を作成し、学部教授会（大学院は研究科委員会）において、基準に従って各授業科目の単位認定を実施しており、厳正かつ適正な単位認定が行われている。成績評価の厳格性と客観性の担保については、「FD部会長会議」が中心となり成績分布の解析によって組織的に確認している。

学位授与の要件や大学院の論文審査基準等も、学部・研究科ごとに詳細に設定し履修規程や『学生便覧』を通じて明示されている。特に大学院の学位審査については、指導教員は主査にせず、指導教員以外の教員が審査に加わるなど、審査の厳格性・客観性を担保するための工夫が適切に実施されている。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学部に関しては、両学部ともに学位授与方針に明示した学生の学習成果について、国家試験の合格率を第一義的な指標としているほか、卒業生や就職先上司に対して継続的・定期的に学位授与方針の内容をアンケートにした調査票を用いて調査を実施し、把握及び評価している。

この調査は、各学部の「教務部会」で実施し、その結果は各学部の教授会で情報共有されている。「教務部会」では、結果に基づき必要な対応策を検討しているが、さらに全学的な「教務学生委員会」でも検討がなされている。

また、診療放射線学部では、毎年実施する上記アンケートに加え、独自に学生

の非認知的能力を評価できるPROGテストを1年次と3年次に導入し、学位授与方針に明示した学生の非認知的能力の向上につなげる試みをしている。しかし、看護学部では、アンケートについては4年に一度の実施にとどまっており、診療放射線学部で実施しているPROGテストは導入していないため、学習成果を測定するための方法について、さらなる検討・開発が望まれる。

なお、いずれの研究科においても、学位授与方針に明示した学生の学習成果の測定方法は検討段階にあり、学習成果の把握及び評価が十分に実施されていないため、改善が求められる。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

各学部に設置されている「教務部会」（研究科は「研究科教務委員会」）及び「FD部会」（研究科は「FD委員会」）が中心となり、さまざまな形で、教育課程及びその内容、方法の適切性について点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みが行われている。

具体的な改善・向上の取組みとしては、診療放射線学部において、各種アンケート結果、学生への直接インタビュー、各学年の成績状況を受けて、大学設置以来の大きなカリキュラム変更をしている。

今後は、現行の内部質保証システムのもとで適切に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に取り組むことが望まれる。

<提言>

改善課題

- 1) 看護学研究科及び診療放射線学研究科における学位授与方針に明示した学生の学習成果の把握及び評価については検討段階にあり、十分に実施されていないため、改善が求められる。

5 学生の受け入れ

<概評>

学生の受け入れ方針を、全学的な視点で策定された「方針策定のための基本的な考え方」に基づき、適切に定めている。

学部・研究科とも入学試験の運営及び入学者選抜等は、全学組織である「入試広報委員会」の責任のもとで実施しており、学部・研究科の定員管理の状況については適切である。学生の受け入れの適切性についての定期的な点検・評価とその結果を踏まえた改善・向上に向けた取組みは、入学者追跡調査を多面的に行うことにより、学生の受け入れ方針に沿った学生が確保できているかを点検・評価している。

また、翌年度以降の入学試験のあり方について教授会や「入試広報部会」で検討し、「大学運営会議」で最終決定を行っているが、今後は、現行の内部質保証システムのもとで適切に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に取り組むことが望まれる。

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

大学の基本理念に基づく大学の目的を達成するために、「大学の求める学生像」として「豊かな人間性を培い、人間への深い関心と理解を示す人」「自立を目指し、自ら学ぶ姿勢を持つ人」「他者との関わりを通して成長できる人」「保健医療専門職を目指す者として、専門的知識や技術の獲得に意欲を示す人」の4項目を定めている。学生の受け入れ方針は、全学的な視点から策定された「方針策定のための基本的な考え方」に基づき、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて学部・研究科ごとに「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」をその内容として定めている。なお、各学部の学生の受け入れ方針には、「大学の求める学生像」（4項目）を併記している。学部の学生の受け入れ方針は、ホームページをはじめ、『学生募集要項』や大学案内パンフレットに適切に公表されている。しかし、大学院の学生の受け入れ方針について、「求める学生像」はホームページと『学生募集要項』に記載されているものの、大学案内パンフレットや大学院案内パンフレットには記載されていないほか、大学院の「入学者選抜の基本方針」はホームページで公表されておらず、『学生募集要項』での公表にとどまっていることから、入学希望者への情報の提供に不公平のないよう検討することが望ましい。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

入学者選抜の運営体制について、「入試広報委員会」が学部及び大学院の『学生募集要項』の作成や入試体制の整備全般について所掌し、明確な責任体制のもとに実施している。

各学部のすべての入試区分において、学力試験だけでなく面接試験を実施し、学生の受け入れ方針に沿って「主体性・多様性・協働性」「思考力・判断力・表現力」について判断し評点化する体制を構築しており適切である。さらに「面接試験実施要領」を作成し、面接試験において「求める学生像」の適切かつ公正な評価を担保している。すべての試験区分で学力の3要素を多面的に評価しているが、試験区分ごとに評価全体に占める各要素の割合を変えることで入学者の多様性を確保している。両学部とも、一般入学試験においては大学入試センター試験を課し、基礎学力及び論理的な思考力・判断力・表現力を評価し、推薦入学試験、社

会人特別選抜試験では小論文及び書類審査により、基礎学力及び論理的な思考力・判断力・表現力を評価している。また、すべての試験区分の受験者に志願理由書の提出を課し、面接試験と組み合わせ学習に対する目的意識と学習意欲、医療人としての適性等をより詳細に評価できるよう工夫している。

研究科においては、社会人特別選抜入学試験を設け、長期履修制度や大学院設置基準に定める教育方法の特例を適用して、学生の受け入れ方針に沿って適切に入学選抜を実施している。

入学選抜の手続は、学部では「入試広報部会」が、大学院では「研究科入学試験委員会」が判定資料案を作成し、教授会での審議を経て合格者案を定め、最終的に学長が決定しており、適切なプロセスを経て公正に行っている。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

いずれの学部・研究科においても、入学者数、在籍学生数ともに定員に沿って適切に管理している。

大学院について、看護学研究科は入学者数が入学定員に達しない年度もあったが、多様なニーズに応えるために2018（平成30）年度からキャリア開発コースを新設し、入学定員を充足させる等、適切な定員管理に努めている。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学部において、入学者成績追跡調査と国家試験の自己採点結果追跡調査、入学時アンケート、卒業時アンケート、卒業生及び就職先上司へのアンケート結果等を組み合わせた分析により、「入試広報部会」（研究科は「研究科入学試験委員会」）が学生の受け入れの適切性について点検・評価を行っている。点検・評価の結果を踏まえて「入試広報委員会」で改善案を策定し、それを「大学運営会議」に報告し、審議することで、翌年度の入試制度の変更を実施しているが、今後は、現行の内部質保証システムのもとで適切に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に取り組むことが望まれる。

6 教員・教員組織

<概評>

教員組織について、学士課程では、学則に示す学部の目的に沿った人材を育成するための教育研究能力をもつ教員を求めている。また、建学の基本理念及び大学の目的にかなった、少人数制による質の高い保健医療専門職の養成教育環境が整えられている。

ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）は組織的・多面的に実施されており、教育課程の改善にもつながっている。教員の業績評価についても適切に実施している。

教員組織の適切性については「大学運営会議」や「サミット」等において点検・評価及び改善・向上が行われている。この点検・評価は不定期であるが、改善・向上に向けた取組みは適切に行われている。今後は、現行の内部質保証システムのもとで適切に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に取り組むことが望まれる。

① **大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。**

大学として求める教員像は、「大学の基本方針」において「建学の基本理念や大学設置の目的を実現するに相応しい人格、教育研究指導上の能力、教育業績、研究業績、学会及び社会における活動について優れた資質と実績を持つ者」と的確に示されている。教員組織の編制方針については、学士課程及び博士前期・後期課程ともに、学則又は大学院学則に示す学部・研究科の目的に沿った人材育成のための教育研究能力をもつ教員を求めており、「各学部・研究科の特徴・専門性に応じた教員配置」を行うことが明示されている。また、大学院学生へのインタビューの実施を通じて、科目担当教員との調整（集中講義等）を行い講義時間の確保と調整を行っている。

② **教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。**

専任教員については、大学設置基準及び大学院設置基準上必要な数を満たしている。また、職位・年齢構成・性別等が極端に偏ることがないように、「大学の基本方針」に定められた教員編制方針に基づき適切に編制されている。

学部において、専門科目は教授・准教授が主として担当するよう配置している。また、教員間で担当科目・担当授業時間数についての調査を定期的に行い、その結果に基づき、必要に応じて調整を行っており、特定の教員に負担が集中しないような方策をとることで、教育研究の質を確保している。その調整責任は、学部に関しては「教務部会」、大学院は「研究科教務委員会」とし、総合的判断と実施は、教授会及び研究科委員会が適切に行っている。

研究科の教員は、すべて学部の教員を兼ねており、学生の学部での学習を研究レベルまでに高められるよう、教員の任用に係る選考基準や昇任に係る資格審査等の基準を明確に定め、配置を行っている。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の募集、採用、昇任等に関する基準及び手続は、学部については「教員選考規程」及び「教員選考細則」に、研究科については「大学院教員の選考手続きについて」に従って行われている。昇任に関しては、「助教・助手」「講師・准教授」の枠内で、かつ教授会の審議で教育研究業績等が十分と認められた場合に限り、学長が教員の昇任の選考を行う。選考の過程で、面接、候補者による模擬授業、教育研究に関する講演等を課すことで、教育研究経験・業績以外の多面的な要素を加味している。以上より、教員の募集、採用、昇任等は適切に行われている。

④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

2016（平成 28）年度の委員会組織の再編を受けて、全学的な教務、学生支援、FD活動を司る「教務学生委員会」を設置した。FD研修会は「教務学生委員会」が中心になり、2016（平成 28）年度は全学FD研修会を4回、2017（平成 29）年度は2回実施している。このほか「入試広報委員会」主催による入試改革・学生選抜に関するFDが行われ各ポリシーの周知徹底がなされている。さらに、各学部・研究科の「FD部会」や委員会主催の研修会も開催されており、看護学部では討論形態のFD活動、看護学部教員の教育活動の実態調査がなされている。診療放射線学研究科では、独自のFD活動から科目新設、授業改善につなげている。これらの活動に参加する教員数は多く、FD研修会のアンケートにより効果的な研修会であることも確認されており、FD活動の取組みは適切である。

2016（平成 28）年度に全学的にITを用いた学習支援システム（manaba）を導入しFD活動を推進しており、学生による授業評価アンケートにも活用している。この学習支援システムの効果的な使用についての研修も行っている。

教員の業績評価については、全教員に任期制を採用し、任期中の教育活動、研究活動、大学運営への貢献、社会貢献の4つの評価事項に関して業績評価を実施し、再任の可否を検討している。また、2016（平成 28）年度からは地方公務員法の改正に伴う人事評価制度を導入し、能力評価がこれに加わることで目標管理制度として位置づけられ、翌年度に向けての課題改善を意識化できるようにしており、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげている。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員組織の適切性に関しては、不定期ではあるが「自己評価委員会」「大学運営会議」「サミット」で全学的に点検・評価しているほか、例えば看護学部では、学

部の教育目標達成に向けた教員組織の適切性を、「教務部会」「総務委員会」が点検・評価している。また、教養教育の教員組織については両学部共通の「教務学生委員会」が点検・評価を行っている。

各点検・評価の結果に基づく改善・向上の取組みについては、学部学生の授業評価が高得点を得ていること等から適切である。今後は、現行の内部質保証システムのもとで適切に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に取り組むことが望まれる。

7 学生支援

<概評>

学生支援に関する基本方針は、「大学の基本方針」のうちの一つとして策定している。学生支援に関する基本方針は、修学支援に関する方針、生活支援に関する方針、進路支援に関する方針の3つに分けられている。

学生支援体制は、全学委員会の「教務学生委員会」が統括し、各学部それぞれに「教務部会」及び「学生部会」が設置されている。

学生の修学支援については、「カリキュラム・アドバイザーシステム運営担当者会議」がその任に当たり、具体的な修学支援として学生ごとに専任教員をカリキュラム・アドバイザーとして配置している。学生の生活支援は、「学生支援システム運営担当者会議」が担当し、グループ担任制度を設けている。カリキュラム・アドバイザーとグループ担任は相互に連携をとり、これら複数教員による学生への指導体制が、学生自身が相談しやすい教員を選ぶことを可能にしており、きめ細かな履修指導・修学支援につながっていると高く評価できる。また、学生の進路に関する支援には、「キャリア形成支援室」が置かれている。

学生の自立的、主体的な学修を促進するため、学部学生、大学院学生に対して年1回の学生生活アンケート、年2回の学生自治会役員との情報交換会を実施し、「教務学生委員会」において他の情報も踏まえて評価し、評価結果に基づき、事業評価報告書を作成し、次年度の事業計画に反映させている。在学期間全体の点検・評価については、学部卒業時、大学院修了時にそれぞれ「教務学生委員会」及び研究科の「教務委員会」がアンケート調査を行い、その結果を評価し、学部では国家試験対策講座の充実、大学院では、大学院学生室の環境整備等改善・向上の取組みにつながっている。

今後は、現行の内部質保証システムのもとで適切に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に取り組むことが望まれる。

- ① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

「大学運営会議」により策定された「大学の基本方針」の一つとして、学生支援に関する基本方針を定めている。

学生支援に関する基本方針は、基礎学力を向上させ、保健医療専門職として社会で活躍できるよう修学支援体制を整備する等3つの取組みを定めた修学支援に関する方針、学生の心身・健康管理に関する相談・支援体制を整備する等3つの取組みを定めた生活支援に関する方針、職業人として社会で自立できるようキャリア教育を推進する等2つの取組みを定めた進路支援に関する方針の3つに分けられている。

具体的な学生支援の対応は、ホームページや『学生便覧』に掲載し、オリエンテーションで周知している。また、学生支援に関する基本方針は、現在はホームページで公表しているのみであるが、今後、学生への一層の周知を図るため、次年度（2019（平成31）年度）の『学生便覧』に明記して学部学生・大学院学生に周知する予定である。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

学生支援体制としては、全学委員会の「教務学生委員会」が統括し、各学部それぞれに「教務部会」及び「学生部会」が設置されている。

学生の修学支援は、各学部の「教務部会」の下部組織である「カリキュラム・アドバイザーシステム運営担当者会議」がその任に当たり、専任教員をカリキュラム・アドバイザーとして配置し、学生の履修登録の際には担当学生と個別面談を行い、単位履修状況の確認や助言、基礎学力の定着に向けた支援が必要な学生に対するアドバイス等を行っている。学生の生活に関する支援は、各学部の学生部会の下部組織である「学生支援システム運営担当者会議」が当たり、専任教員がグループ担任となる制度を設けて学生生活全般について相談を受けている。これら複数教員による学生への指導體制が、学生自身が相談しやすい教員を選ぶことを可能にしており、きめ細かな履修指導・修学支援につながっていると高く評価できる。

学生の進路に関する支援のため、各学部の「教務部会」の下部組織として「キャリア形成支援室」が置かれ、専任教員及び担当職員による求人情報提供、キャリアガイダンス、面接対策講座、進学、資格取得への支援を行っている。

大学院における修学支援は研究科委員会で対応している。

学生に対する経済的支援としては、大学独自の奨学金はないが、日本学生支援機構奨学金やその他奨学金についての情報を学生へ周知し、支援を行っている。

身体的な障がいや発達上のハンディキャップをもつ学生に対する修学支援については、個別に配慮するほか、安全上の配慮が必要な場合は補助教員の配置措置

等をとっている。

ハラスメント防止対応については、大学としてハラスメントを一切許容しないという基本姿勢を掲げ、「ハラスメント防止に関する規程」「ハラスメント対応指針」を整備し、『学生便覧』や大学ホームページ等で相談窓口としてハラスメント対策室の周知を図り、教職員向け研修会の開催等の防止措置をとっている。学生向けの研修会は現在までは実施していないが、2019（平成31）年度からは、学部・大学院とも年度当初のオリエンテーションの説明項目に加えて周知徹底を図る予定である。

学生の課外活動については、全学組織の「教務学生委員会」と事務局学生図書係が支援している。ボランティア活動参加に向けた支援についても大学として積極的に行い、「がん対策の推進目的のチャリティーイベント」等は学生のみならず教職員が一丸となって実施している。

また、大学として、学生の国際交流の経験が進路決定や自己の発達につながるという考えから、学生の海外短期研修を正課外活動と位置づけて支援している。「学術国際委員会国際部会」が中心となり学術交流協定の提携拡大を推進し、学部学生を協定校へ海外短期研修に派遣するほか、関連セミナーを開催している。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援体制の点検・評価について、学生の自立的、主体的な学修を促進するため、学部学生・大学院学生ともに年1回の学生アンケート、年2回の学生自治会役員との情報交換会を実施し、「教務学生委員会」において他の情報も踏まえて評価し、これらの評価結果に基づき、事業評価報告書を作成し、次年度の事業計画に反映させることにより、PDCAサイクルに基づき点検・評価を行っている。

また、在学期間全体の点検・評価のため、学部では卒業時、大学院では修了時にそれぞれ「教務学生委員会」及び研究科の「教務委員会」が、アンケート調査を行い、その調査結果を受けて、学部では国家試験対策講座の充実、大学院では、大学院学生室の環境整備等の改善・向上を図っている。

今後は、現行の内部質保証システムのもとで適切に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に取り組むことが望まれる。

<提言>

長所

- 1) 学生の履修や授業科目に関する課題が生活上の課題とも関連することが多いことから、履修指導を担うカリキュラム・アドバイザーが生活上の支援を行うグループ担任の教員と連携をとりながら、学生個人との履修に関する面談や複数

教員への生活全般に関する相談体制を設けるなど、きめ細かな対応がなされている。このような複数教員によるサポートは、学生自身が相談しやすい教員を選ぶことが可能であり、履修指導と生活支援が連携することで学生の状況を把握するとともに、退学等の防止にもつながる取組みとして評価できる。

8 教育研究等環境

<概評>

大学の基本理念に基づく大学の目的を達成するために必要な教育研究環境を整備するための方針を掲げ、それに基づき施設・設備、ネットワーク環境等のハード面の整備だけでなく、情報化社会のなかで必要な情報倫理を身につけるための支援を教職員及び学生に行うなどソフト面からも教育研究等環境を整備している。

図書館の学外利用者は多く、図書館の運用面からも地域への貢献が達成できている。研究倫理を遵守するための規程は明文化されており、研究倫理教育等の実施も定期的に行われ、研究倫理は遵守されている。

教育研究環境の適切性についての点検・評価及び改善・向上については、「教育研究等環境整備に関する方針」に基づき行っており、各学部「教務部会」・各研究科「教務委員会」で検討され、「大学運営会議」が総括を行っている。今後は、現行の内部質保証システムのもとで適切に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に取り組むことが望まれる。

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

「大学運営会議」が策定した「教育研究等環境整備に関する方針」において、安全性や利便性に配慮した施設・設備の整備や、学術情報サービスの充実、教員の研究推進に向けた組織的支援等、具体的な方針を明示している。これらの方針等は、各学部の「教務部会」、各研究科の「教務委員会」において教員に共有されている。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

校地・校舎面積は大学設置基準を満たしており、敷地内には、建物（北棟、南棟、西棟）、体育館、車庫、運動場を置いている。設備の保守・衛生管理については業者に委託しており、衛生面や安全面に支障を来さないように運営している。学生ラウンジや図書館等、学生が学習に自由に使用できるスペースがあり、学生の自主的な学習に用いられている。これらの設備は教育研究活動に必要な十分な設備である。バリアフリーへの対応については各所にスロープが、北棟及び西棟に

はエレベータが、南棟及び西棟には多目的トイレが設置されている。また、北棟及び西棟入り口には身体障がい者用駐車場を設けている。これらは将来のさらなる合理的配慮につながる設備である。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

図書館及び学術情報サービスを提供するためのIT設備は整えられており、専門性の高い情報サービスの維持管理は、「学術国際委員会情報部会」の教職員が担当している。不具合発生時の対応は情報部会の教職員で行い、そこで解決できないものについては外部の業者へ対応を委託することで、迅速な故障対応がなされている。

図書館は十分な量の蔵書や資料を備え、適切な開館時間を設定している。地域に開かれた大学図書館として、県内の保健医療従事者や医療福祉系の学生を中心とした学外利用者も多く適切に機能している。なお、現在、蔵書スペースの狭あい化に対応するための検討がなされている。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

若手教員の研究活動の促進のため、個人研究費とは別に、共同・若手研究費の予算立てを行っている。また、科学研究費等の外部研究資金の獲得を支援するため、事務局学生図書係が公募情報の収集を担当し、教員への周知を行うほか、科学研究費応募申請説明会の開催、申請業務を行っている。

研究環境は、講師以上の職位の教員については、すべて専用個室が割り当てられ、助手・助教については、学部の共同研究室が割り当てられている。同時に、大学院学生室を設置し、各学生は机、学内LANを接続したパソコンを使用できる環境にある。

以上から、教育研究活動を支援する環境・条件を適切に整備していると認められる。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

「教育研究環境整備に関する方針」に基づき、研究倫理を遵守するために規程を整備し、コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施、研究倫理に関する学内審査機関の整備等、必要な措置を講じている。研究活動上の公的研究費の適切な使用に関して、「県民健康科学大学における公的研究費の使用に関する行動規範」を定めてホームページで公開するとともに、「群馬県立県民健康科学大学における公的研究費の適正な取扱いに関する規程」を定めている。また、研究

不正に関する通報窓口をホームページにて公開しており、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ適切に対応している。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究環境の適切性は、「教育研究等環境整備に関する方針」に基づき定期的に各学部の「教務部会」、各研究科の「教務委員会」において点検・評価を行っている。また、各学部「総務委員会」にて予算要求を行い、「大学運営会議」が予算要求の総括を行っているほか、「学生生活アンケート」「カリキュラム評価アンケート」「卒業生アンケート」「修了生アンケート」を活用し、教育研究等環境に対する学生の満足度や要望についても調査している。今後は、現行の内部質保証システムのもとで適切に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に取り組むことが望まれる。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

建学の基本理念に基づく大学の目的に基づき、各学部・研究科における教育研究成果を社会に適切に還元するため、社会連携・社会貢献を推進することを目指し、6項目からなる「社会連携・社会貢献に関する基本方針」を定め、明示している。

地域連携センターでは9事業が展開され、社会連携・社会貢献が行われている。事業の実施に当たっては、社会全体の状況や地域ニーズ等を捉え、計画を立案し、教育研究の成果を社会に還元している。地域連携センターの活動は建学の基本理念や社会連携・社会貢献に関する方針に合致するもので大学の存在意義を高めるものであり、地域住民のニーズばかりでなく、群馬県の政策推進にも貢献しており、県立病院等の医療従事者のスキル向上にも貢献していると評価できる。なかでも、「看護学教員養成課程」事業を設け、看護師の実務経験者を対象に、大学独自のカリキュラムによる看護学に携わる教育者の育成を通じて社会に貢献していることは高く評価できる。

社会連携・社会貢献の適切性については、事業ごとに点検・評価を行い、外部委員5名を含む「地域連携センター運営会議」や「大学運営会議」においても点検・評価しているが、「大学運営会議」を中心とする改善・向上に向けた取り組みやその支援については今後の改善が望まれる。

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

建学の基本理念に基づく大学の目的に基づき、各学部・研究科における教育研

研究成果を社会に適切に還元するため、社会連携・社会貢献を推進することを目指し、「公開講座、公開授業、出前講座等を通じ、大学の持つ知的資源を地域社会に公開・還元する」等、6項目からなる「社会連携・社会貢献に関する基本方針」を定め、明示している。

② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

社会連携・社会貢献に関する活動の拠点として、2012（平成 24）年 4 月に「地域連携センター」を開設した。「地域連携センター」は、「群馬県立県民健康科学大学地域連携センター設置運営規程」「群馬県立県民健康科学大学地域連携センター運営会議及び地域連携センター運営委員会設置運営細則」に基づき、全学機関である「地域連携センター運営委員会」が中心となり運営している。地域連携センターにおいては、「看護学教員養成課程」「県立病院連携事業」「看護職研究支援事業」「放射線教育・研修事業」「放射線測定協力事業」「教育普及事業」「地域連携推進事業」「健康福祉政策事業」「健康寿命延伸プロジェクト」の 9 つの事業を展開している。

看護師養成教育機関の教員及び看護の臨床現場で教員的役割を担う人材を育成するため、2012（平成 24）年から「看護学教員養成課程」事業を開始し、看護師資格取得より 5 年以上の実務経験をもつ者を対象に、看護学教育の授業設計及び展開に必要な知識・技能を習得するための大学独自の教育課程を提供している。この課程は、大半の科目を看護学部の専任教員が担当し、大学や県内の看護学校等の教育現場での実習を行っており、課程修了者は、県内外の看護専門学校の教員や病院実習指導者又は院内教育担当者として実際に看護学教育に携わっている。また、2018（平成 30）年度からは、看護学研究科博士前期課程キャリア開発コースにおいて、入学後に同課程の修了を既修得単位として認定する取組みも開始しており、当該事業の拡充を図るとともに、看護学教育に携わる人材の育成を通じて社会に貢献していることは高く評価できる。

「地域連携推進事業」では、公開講座の内容や「地域連携センター」の活動を広く県民に周知するため、『News Letter』『地域貢献活動報告書』を発行している。また、学生のボランティア活動に関する意識調査を学習支援システムで実施するとともに、ボランティア募集情報の配信等にも学習支援システムを活用している。

以上の取組みは、建学の基本理念に基づいた、地域社会のニーズを十分に反映させた活動であり、社会連携・社会貢献に関する取組みを実施し、教育研究成果を適切に社会に還元していると評価できる。

③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、

その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

社会連携・社会貢献の適切性の点検・評価は、各事業でのPDCAサイクルが機能しており、さらにそれらを、外部委員を含めた「地域連携センター運営会議」及び全学的な内部質保証推進組織である「大学運営会議」においても点検・評価しているが、「大学運営会議」を中心とする改善・向上への取り組み及び支援について、今後の取り組みが望まれる。

「看護学教員養成課程」は、『看護学教員養成課程報告書』を作成し、実施している事業の企画及びその成果を客観的に評価している。また、看護学教員養成課程が提供する授業に対して、学生による授業評価を行うとともに、課程修了時に質問紙調査による教育目標の達成状況の評価を行っている。

ただし、「県立病院連携事業」「放射線測定協力事業」「地域連携推進事業」「健康福祉政策事業」の4事業は、事業評価のための客観的な指標が不十分であり、事業の成果を客観的に評価できる指標を策定することが課題としている。今後は、現行の内部質保証システムのもとで適切に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に取り組むことが望まれる。

<提言>

長所

- 1) 看護師養成教育機関の教員及び看護の臨床現場で教員的役割を担う人材を育成するため、2012（平成 24）年から「看護学教員養成課程」事業を開始し、看護師資格取得より5年以上の実務経験をもつ者を対象に、看護学教育の授業設計及び展開に必要な知識・技能を習得するための大学独自の教育課程を提供している。この課程は、大半の科目を看護学部の専任教員が担当し、大学や県内の看護学校等の教育現場での実習を行っており、実際に看護学教育に携わる修了者を輩出している。また、2018（平成 30）年度からは、看護学研究科博士前期課程キャリア開発コースにおいて、入学後に同課程の修了を既修得単位として認定する取り組みも開始しており、当該事業の拡充を図るとともに、看護学教育に携わる人材の育成を通じて社会に貢献していることは評価できる。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

<概評>

2017（平成 29）年度までは群馬県の一機関と位置づけられる公立大学のため、県条例である「群馬県立県民健康科学大学条例」により大学の設置及び管理に関して必要な事項を定めていた。

大学運営を円滑に進めるため、「大学の基本方針」を策定し、学内構成員に周知し

たうえで大学を管理・運営している。

学長をはじめとする所要の職は、法令上の根拠と大学の規程に則り選任され教授会等各種会議についても学則や関係規程により明示されている。ただし、学長の職務における権限と責任については、学則等に明確な記述がなく、改善が求められる。2018（平成 30）年度から公立大学法人になり、学長のリーダーシップにより大学の基本方針が直接反映される大学運営組織になることを期待したい。

予算編成についても、2017（平成 29）年度までは大学は、県の一機関であることから、県の予算の一部として決定される。予算執行については、県財務規則等により執行し、県会計局による会計実地検査（指導）により適正な予算執行を確保している。

事務組織は、「群馬県行政組織規則」に内部組織として規定されている。職員採用は、県職員として「職員の任用に関する規則」に基づき行われる。大学への職員の配置については、群馬県による職員定数の固定化により、大学独自の柔軟な対応が難しい状況である。また、2018（平成 30）年度から公立大学法人化しているため、それに際しての運営体制の変更、規程の整備等も行われている。

大学運営の適切性については、評議会や「大学運営会議」において点検・評価を行い、群馬県からの定期的な点検・評価を受けることで改善・向上に向けた取組みを行う仕組みとなっている。

公立大学法人化後は、大学としては評議会が廃止され、「大学運営会議」及び「教育研究審議会」において大学としての予算や規程の改廃について意思決定を行うことに変更されている。

監査については、2017（平成 29）年度の業務活動については、地方自治法に基づいた監査や検査を実施し、会計監査のみならず事業監査も行われており、適切である。2019（平成 31）年度以降の監査については、監事監査及び会計監査人による監査を行う必要があるが、これらの監査に関する規程を整備していないため、改善が望まれる。

① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

大学運営を円滑に進めるため、「大学の基本方針」を策定し、学内構成員に周知したうえで大学を管理・運営している。具体的には、建学の基本理念及び大学の目的に向けて大学の機能を十分に発揮させるため、県の一機関ではなしえなかった学長のリーダーシップのもとに、迅速かつ適切な意思決定ができる体制の整備・充実を図ることや、スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）及びFD活動や適正な評価等を通じ、教職員の資質、能力、意欲の向上に取り組むこと、多様な自主財源の確保に取り組むとともに効果的な資金配分に努めるこ

と等、2018（平成 30）年度における設置形態の公立大学法人への移行にも対応した6つの取組みを明示している。

- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

学長、学部長等の役職者に関する規程は、2017（平成 29）年度までは県の一機関としての公立大学の取扱いとなるため、教育公務員特例法に基づくものとなっていた。

学長の職務における権限と責任については、学校教育法に基づき、その選考は、教育公務員特例法を根拠とした「群馬県立県民健康科学大学学長選考規程」に基づき行われているものの、学長の職務における権限と責任を規程等に明記していないため、改善が求められる。

学部長の職務における権限と責任については、学校教育法及び「群馬県職員の職の設置に関する規則」に基づいている。その選考は、教育公務員特例法を根拠とした「群馬県立県民健康科学大学学部長選考規程」に基づき行われている。

教授会の権限については、教育公務員特例法及び学校教育法に則して「群馬県立県民健康科学大学看護学部教授会運営規程」及び「群馬県立県民健康科学大学診療放射線学部教授会運営規程」にて学部各々の運営規程を明示しており、大学運営は概ね適切になされている。

- ③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算編成は、群馬県が設置する公立大学であり、県の一機関であったことから、県の予算の一部として決定される。

予算の編成は、学長と事務局による協議及び「大学運営会議」の審議を経て予算要求の原案を作成し、県財務部局との協議・査定を経て県予算案にまとめられ、県議会での審議、議決を経ている。県予算成立後に全教職員に周知しており、研究費として各教員に配分している。

予算の執行については、県財務規則等に基づき実施するとともに、県会計局による会計実地検査（指導）を受けており、毎年、「群馬県議会決算特別委員会」で審査されることで、分析・検証が行われている。これらより、予算編成及び予算執行は適切に行われていると認められる。

- ④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

事務組織は、2017（平成 29）年度までは「群馬県行政組織規則」に基づき内部

組織として規定されていたが、2018（平成 30）年度からの事務組織に関しては公立大学法人の規程が作成された。

事務局に事務局長、管理部長、管理部次長を配し、その下に総務会計係、教務係、学生図書係の 3 係体制で分掌を行っている。

2017（平成 29）年度までは、県の一機関であることから、事務職員の採用、昇任については地方公務員法及び県の諸規程に基づいていたが、2018（平成 30）年度から公立大学法人独自の規程が作成されている。

職員の配置、人事異動等は、群馬県総務部人事課が定める「人事異動方針」に基づき行われており、人事評価については、「群馬県職員人事評価実施要綱」及び「群馬県職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める要綱」に基づいて実施されている。

2018（平成 30）年の公立大学法人化後も人事考課制度は群馬県の制度を準用しており、大学独自の制度は設けていない。

なお、大学への職員の配置については、群馬県による職員定数の固定化により、大学独自の柔軟な対応が難しい状況であった。具体的には、群馬県庁全体のなかで職員配置が決定され、人事異動も他の機関と同様に 2～5 年の短期間のサイクルで行われるため、業務内容の多様化、専門化するなかで専門的な知識を有する職員の確保が困難で、大学運営に関する知識をもつプロフェッショナルな人材を育てがたい環境にあることが課題であると大学として認識している。この点については 2018（平成 30）年度から公立大学法人が運営することになるが、事務局職員については県からの派遣職員で対応しているため、大学運営における専門的な知識・技能をもつ職員の育成・採用を検討することが望ましい。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

学長、各学部長、事務局長等による大学幹部の会議において、その年の SD の方針を決め、全教職員を対象とした研修会を開催している。

2016（平成 28）年度は法人化に関する研修会、2017（平成 29）年度は大学認証評価に関する研修会及び労働安全衛生研修会（ワークライフバランス・ハラスメント対策）を開催している。また、事務職員については県職員の各種研修や公立大学協会が主催する各種研修会に派遣している。

2018（平成 30）年度からは公立大学法人へ移行し、法人の 2018（平成 30）年度計画として県内公立 4 大学連携事業のなかで 4 大学共同実施の SD 研修会等を開催しているため、今後も SD の組織的・継続的な実施を期待したい。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果

をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

2017（平成 29）年度までの大学運営の適切性については学内においては、評議会や「大学運営会議」で点検・評価を行っており、また大学が県の事業でもあることから、群馬県の政策に沿って効果が上がっているかについて、県からの定期的な点検・評価を受けることで改善・向上に向けた取り組みを行う仕組みとなっている。

2018（平成 30）年 4 月の公立大学法人化後は、年度計画、予算、組織等の重要事項については、法人として「理事会」の議を経て意思決定を行うプロセスに変更され、経営に関する事項は「経営審議会」、教育に関する事項については「教育研究審議会」で意思決定を行うこととなった。また、大学としては、評議会が廃止され、「大学運営会議」「教育研究審議会」において予算や規程改廃の意思決定を行うことに変更されたため、より一層の点検・評価に取り組み改善・向上を図ることを期待したい。

監査についても、2017（平成 29）年度までは群馬県の一機関として、地方自治法に基づいた監査や検査が実施されている。監査委員は地方自治法を根拠に選任され、監査を実施している。地方自治法に基づき議会が決算認定を行うため、「決算特別委員会」が毎年度設置され事業の適切性、効率性、妥当性まで判断している。監査の結果については、県報で公表され指摘された場合は改善状況を報告しなければならないため、県の制度のなかで改善・向上が図られている。監査は会計監査ばかりでなく業務監査も行われていると評価できる。なお、2017（平成 29）年度の業務活動の監査については、群馬県の監査対象であるため、従来どおり県の監査を受審した。2019（平成 31）年度以降の監査については、これに向けて規程を整備しているところであるが、監事による監査及び会計監査人による監査に関する規程を整備していないため、改善が望まれる。

<提言>

改善課題

- 1) 学長の職務における権限と責任について、大学の規程等に明記していないため、改善が求められる。

(2) 財務

<概評>

2018（平成 30）年度に、設置団体を群馬県公立大学法人へ移行したことから、2017（平成 29）年度まで、中・長期財政計画は策定されていなかったが、予算は群馬県の一般会計に計上されており、安定した財務基盤を確立している。今年度からは、6 年間の中期計画を作成し、期間中の「予算、収支計画及び資金計画」を明示して

いる。

① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

2017（平成 29）年度まで群馬県の一機関と位置づけられていたことから、大学としての中・長期の財政計画を策定していなかった。

2018（平成 30）年度からは、設置団体が群馬県公立大学法人へ移行し、同年度から 2024（平成 36）年度までの中期計画において、期間中の総額の「予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画」を明示している。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

予算については、2017（平成 29）年度までは群馬県の一般会計に計上されており、教員の個人研究費を職位別に定め、予算措置を行っている。また、学内の共同研究や若手教員の研究活動促進のために、共同・若手研究費を維持し、教育研究活動が安定して遂行できる教育研究費の確保に努めており、2012（平成 24）年度及び 2016（平成 28）年度に、高額な教育関連設備を購入した際には、一般財源を増額している。それらに加え、学生生徒等納付金収入を確保し、恒常的に収支の均衡を図っており、安定した財務基盤を確立している。

科学研究費補助金に関して、応募・申請のための説明会を開催するなどの取組みにより、一定の採択件数を維持し、外部資金の獲得に努めている。

以 上

群馬県立県民健康科学大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評定一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート

その他の根拠資料		
	資料の名称	資料番号
1 理念・目的	群馬県立県民健康科学大学設置の趣旨 http://www.gchs.ac.jp/about-univ/outline/establishmentuniv	1-1
	群馬県立県民健康科学大学学則	1-2
	群馬県立県民健康科学大学大学院学則	1-3
	平成29年度学生便覧（学部）	1-4
	3つのポリシー・カリキュラムツリー http://www.gchs.ac.jp/about-univ/outline/admissionpolicy	1-5
	大学院等設置認可申請書類 http://www.gchs.ac.jp/about-univ/outline/%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E9%99%A2%E7%AD%89%E8%A8%AD%E7%BD%AE%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E6%83%85%E5%A0%B1-2	1-6
	大学案内、大学院案内 http://www.gchs.ac.jp/about-univ/outline/requestinfo	1-7
	群馬県法規集 http://www.pref.gunma.jp/07/a3510001.html	1-8
	建学の基本理念 http://www.gchs.ac.jp/about-univ	1-9
	群馬県立県民健康科学大学条例	1-10
	第15次群馬県総合計画「はばたけ群馬プラン2（ツ一）」（平成28年度～平成31年度） http://www.pref.gunma.jp/07/b0110184.html#generalplan	1-11
	第2期群馬県教育振興基本計画（H26～30） http://www.pref.gunma.jp/03/x0100260.html	1-12
	法人化について http://www.pref.gunma.jp/03/a0700262.html	1-13
	教育理念・目的 http://www.gchs.ac.jp/about-univ/outline/philosophy	1-14
	平成29年度学生便覧・シラバス（大学院）看護学研究科	1-15
	平成29年度学生便覧・シラバス（大学院）診療放射線学研究科	1-16
2 内部質保証	群馬県立県民健康科学大学の基本方針	2-1
	群馬県立県民健康科学大学委員会規程	2-2
	群馬県立県民健康科学大学地域連携センター設置運営規程	2-3
	群馬県立県民健康科学大学地域連携センター運営会議及び地域連携センター運営委員会設置運営細則	2-4
	群馬県立県民健康科学大学看護学部委員会規程	2-5
	群馬県立県民健康科学大学診療放射線学部委員会規程	2-6
	群馬県立県民健康科学大学大学院看護学研究科専門委員会規程	2-7
	群馬県立県民健康科学大学大学院診療放射線学研究科専門委員会規程	2-8
	平成27年度授業評価結果報告書	2-9
	群馬県立県民健康科学大学ベストティーチャー賞規程	2-10
	入学者追跡調査の統計解析結果（診療放射線学部・看護学部）	2-11
	平成30年度診療放射線学部入試制度の変更告示 http://www.gchs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2015/06/2d9d49327e9a89af6997d881fa5862e8.pdf	2-12
	平成28年4月に開設された群馬県立県民健康科学大学大学院博士後期課程の留意事項等に対する履行状況等 http://www.gchs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2016/05/b6715ba0fa655def35df220d5febbbef1.pdf	2-13
	自己点検・評価の結果 http://www.gchs.ac.jp/about-univ/outline/inspection	2-14
	平成23年度 大学評価学位授与機構による評価結果 http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/daigaku/hyouka/h_23/	2-15
	教育情報の公表 http://www.gchs.ac.jp/about-univ/outline/kyouikujouhounokouhyou	2-16
	群馬県情報公開条例	2-17
	群馬県個人情報保護条例	2-18
	監査結果 http://www.pref.gunma.jp/07/v0110001.html	2-19
	群馬県 財政・県債IR情報 http://www.pref.gunma.jp/cate_list/ct00000273.html	2-20
	群馬県地域共同リポジトリ https://gair.media.gunma-u.ac.jp/	2-21
	大学運営会議事録（平成28年度第14回）	2-22
	平成28年度 委員会活動の事業計画・執行・評価シート	2-23
	平成29年度 委員会活動の事業計画・執行・評価シート	2-24

	群馬県立県民健康科学大学における教員の任期に関する規程 群馬県立県民健康科学大学における任期を定めて採用された教員の再任用に関する規程	2-25 2-26
3 教育研究組織	第3期がん対策推進基本計画 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000181704.html 図書館利用状況（資料中56ページ） https://www.library.pref.gunma.jp/?action=common_download_main&upload_id=9579 地域貢献活動報告書 http://www.gchs.ac.jp/cooperation/repot 群馬県立県民健康科学大学看護学部教授会運営規程 群馬県立県民健康科学大学診療放射線学部教授会運営規程 群馬県立県民健康科学大学大学院看護学研究科委員会規程 群馬県立県民健康科学大学大学院診療放射線学研究科委員会規程	3-1 3-2 3-3 3-4 3-5 3-6 3-7
4 教育課程・学習成果	平成29年度授業計画_看護学部 平成29年度授業計画_診療放射線学部 卒業予定者アンケート（看護学部・診療放射線学部） 卒業生・上司アンケート（看護学部・診療放射線学部） 平成27年度 教育実態調査結果（教務・FD部会合同調査） 群馬県立県民健康科学大学大学院履修方法及び学修の評価に関する規程 群馬県立県民健康科学大学授業科目、履修方法及び学修の評価に関する規程 平成29年度看護学部時間割 2016FD研修会資料（IT技術を用いた授業改善の取り組み） 平成29年度修士論文作成指導・審査の手引き（学生用）看護学研究科 平成29年度修士論文作成指導・審査の手引き（教員用）看護学研究科 平成29年度博士論文作成の手引き【学生用】看護学研究科 平成29年度博士論文作成の手引き【教員用】看護学研究科 群馬県立県民健康科学大学新入学生の既修得単位等の認定に関する規程 平成28年度異議申し立て結果一覧 平成29年度 看護学研究Ⅱ（EBP）実施要領 診療放射線学研究Ⅰ・Ⅱ履修の手引き 群馬県立県民健康科学大学大学院看護学研究科修士論文審査に関する規程 群馬県立県民健康科学大学大学院看護学研究科修士論文審査に関する内規、審査基準 群馬県立県民健康科学大学大学院看護学研究科博士論文審査に関する規程 群馬県立県民健康科学大学大学院看護学研究科博士論文審査に関する内規、審査基準 群馬県立県民健康科学大学大学院診療放射線学研究科修士論文審査規程 群馬県立県民健康科学大学大学院診療放射線学研究科修士論文審査に関する内規、審査基準 群馬県立県民健康科学大学大学院診療放射線学研究科博士論文審査規程 群馬県立県民健康科学大学大学院診療放射線学研究科博士論文審査に関する内規、審査基準 国家試験合格状況（看護学部） http://www.gchs.ac.jp/faculty/nursing/nationalexam-nur 国家試験合格状況（診療放射線学部） http://www.gchs.ac.jp/faculty/radiation/nationalexam-rad 平成28年度 卒業生の就職先・進学先の状況 平成29年度オープンキャンパス診療放射線学部資料_(抜粋) PROGテスト調査結果「学部学生を対象としたジェネリック・スキルの分析結果について」 県民健康科学大学大学院生アンケート調査の結果について（看護学研究科） 平成28年度修了生アンケート集計結果（看護看護学研究科） 平成28年度学生生活アンケート集計結果	4-1 4-2 4-3 4-4 4-5 4-6 4-7 4-8 4-9 4-10 4-11 4-12 4-13 4-14 4-15 4-16 4-17 4-18 4-19 4-20 4-21 4-22 4-23 4-24 4-25 4-26 4-27 4-28 4-29 4-30 4-31 4-32 4-33
5 学生の受け入れ	学部アドミッションポリシー http://www.gchs.ac.jp/admissionsinfo/facinfo/facpolicy 大学院アドミッションポリシー http://www.gchs.ac.jp/admissionsinfo/grainfo/grapolicy 平成30年度一般入学学生募集要項、平成30年度推薦入学・社会人特別選抜学生募集要項（学部） http://www.gchs.ac.jp/topics/14410.html 平成28年度入試説明会資料 平成29年度オープンキャンパスに係る資料 http://www.gchs.ac.jp/topics/13028.html 平成29年度模擬授業（出前講義）一覧 平成29年度進路相談会一覧 平成29年度 看護学研究科大学院説明会案内 http://www.gchs.ac.jp/admissionsinfo/grainfo/sinngakushamukedaigakuinnh24 大学院博士前期課程入学試験 出願前面談の手引き 平成29年度キャンパス見学（個人）実績 一般入学試験 面接実施要領	5-1 5-2 5-3 5-4 5-5 5-6 5-7 5-8 5-9 5-10 5-11

	<p>推薦入学・社会人特別選抜試験 面接実施要領 看護学研究科 学生募集要項 診療放射線学研究科 学生募集要項 一般・推薦社会人入試実施要領 大学院入試実施要領 入学定員、卒業後の進路状況 http://www.gchs.ac.jp/about-univ/outline/kyouikujouhounokouhyou/%E5%85%A5%E5%AD%A6%E5%AE%9A%E5%93%A1%E3%80%81%E5%8D%92%E6%A5%AD%E5%BE%8C%E3%81%AE%E9%80%B2%E8%B7%AF%E7%8A%B6%E6%B3%81 平成26年度入学アンケート集計結果 入試結果（学部） http://www.gchs.ac.jp/admissionsinfo/facainfo/facresult 入試結果（大学院） http://www.gchs.ac.jp/admissionsinfo/grainfo/grareresult 学部入学試験概要 入試選抜概要（一般、推薦）</p>	<p>5-12 5-13 5-14 5-15 5-16 5-17 5-18 5-19 5-20 5-21 5-22</p>
6 教員・教員組織	<p>実習担当者会議資料 群馬県立県民健康科学大学教員選考規程 学生数・教員数・職員数 公立大学基本情報 2015 http://www.kodaikyo.org/ui/h27/?page_id=74 群馬県立県民健康科学大学大学院看護学研究科博士前期課程担当教員資格認定審査要綱 群馬県立県民健康科学大学大学院看護学研究科博士前期課程教員選定基準 群馬県立県民健康科学大学大学院看護学研究科博士前期課程研究指導教員選定基準 群馬県立県民健康科学大学大学院診療放射線学研究科教員資格認定審査要綱 群馬県立県民健康科学大学大学院診療放射線学研究科（修士課程）教員選定基準 群馬県立県民健康科学大学教員定年規程 平成29年度県民健康科学大学教員男女比 群馬県立県民健康科学大学教員選考細則 大学院教員の選考手続きについて 平成28年度 教務学生委員会主催 第1回FD研修会 アンケート結果 平成28年度 教務学生委員会・入試広報委員会主催 第2回FD研修会アンケート結果 平成28年度 看護学研究科FD委員会第2回研修会アンケート集計結果 平成28年度 第1回FD研修会アンケート結果 平成28年度 大学院修士・博士前期課程FDインタビュー調査 群馬県立県民健康科学大学教員活動状況報告実施要領 群馬県立県民健康科学大学共同研究費に関する要綱</p>	<p>6-1 6-2 6-3 6-4 6-5 6-6 6-7 6-8 6-9 6-10 6-11 6-12 6-13 6-14 6-15 6-16 6-17 6-18 6-19</p>
7 学生支援	<p>キャリア形成支援室について 群馬県立県民健康科学大学学生健康相談室規程 群馬県立県民健康科学大学 ハラスメントの防止等に関する規程 学生支援システム運営相談報告書 書式及び具体例 学年担任・グループ担任制度について フローチャート（学生支援システム運営について） 平成28年度学生相談室について セクシュアルハラスメントの防止等のために本学の学生および教職員が認識すべき事項についての指針 アカデミック・ハラスメントの防止等のために教員が認識すべき事項についての指針 ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針 群馬県立県民健康科学大学学生研究に係る支援奨励金交付要綱 群馬県立県民健康科学大学附属図書館利用規程 キャリア形成ガイド 群馬県立県民健康科学大学学生生活規程 群馬県立県民健康科学大学授業料の減免及び徴収猶予に関する取扱要領 群馬県立県民健康科学大学授業料の減免等に関する取扱基準 日本学生支援機構奨学生推薦選考内規（学部） 日本学生支援機構奨学生推薦選考内規（大学院）</p>	<p>7-1 7-2 7-3 7-4 7-5 7-6 7-7 7-8 7-9 7-10 7-11 7-12 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18</p>
8 教育研究等環境	<p>群馬県県有施設長寿命化指針 群馬県立県民健康科学大学施設管理規程 平成28年度 第22回 看護学部教授会資料 平成28年度 第15回 診療放射線学部教授会資料 平成29年度第1回研究セミナー資料「科研費申請 それは研究を実現する第一歩」 群馬県立県民健康科学大学における研究活動上の不正行為への対応に関する規程 http://www.gchs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2015/08/16b8f4dc7c5ba1ede59a6f6be1af66577.pdf</p>	<p>8-1 8-2 8-3 8-4 8-5 8-6</p>

	<p>研究不正に関する通報窓口 http://www.gchs.ac.jp/study/investigation/fair-investigation_research-expenses/fair-investigation 平成28年度研究倫理に関する研修会（第3回研究セミナー） 県民健康科学大学における公的研究費の使用に関する行動規範 http://www.gchs.ac.jp/study/investigation/fair-investigation_research-expenses/research-expenses 群馬県立県民健康科学大学における公的研究費の適正な取扱いに関する規程 http://www.gchs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2015/08/cf229efdafdbc142e07b3b2be255e2c8.pdf 群馬県立県民健康科学大学における公的研究費の使用に関する不正防止計画 http://www.gchs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2015/08/e6dac109875702554f608b53559aae92.pdf 群馬県立県民健康科学大学公的研究費執行要領 http://www.gchs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2015/08/144d48120789553b14010aba2593e494.pdf 群馬県立県民健康科学大学における公的研究費に関する内部監査要領 http://www.gchs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2015/08/a1a8f4a9b985a55de3059c980b4943d0.pdf 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に係るコンプライアンス教育用コンテンツ http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1350200.htm 群馬県立県民健康科学大学研究倫理審査規程 倫理審査委員会報告システム https://www.rinri.amed.go.jp/ 倫理審査申請書類作成の手引き 図書館、学術情報サービスの内容について 群馬県立県民健康科学大学科学研究費助成事業事務取扱要綱 平成28年度科研費説明会（コンプライアンス研修）アンケート結果 県民健康科学大学図書館HP http://gchs.opac.jp/</p>	<p>8-7 8-8 8-9 8-10 8-11 8-12 8-13 8-14 8-15 8-16 8-17 8-18 8-19 8-20 8-21</p>
9 社会連携・社会貢献	<p>地域連携センターの取り組み紹介 http://www.gchs.ac.jp/cooperation 平成28年度第3回地域連携センター運営委員会資料(平成29年3月15日開催) 学生便覧・シラバス（看護学教員養成課程） 平成29年度 第1回県立病院事業（看護部門）打ち合わせ会議(平成29年6月15日会議資料) 群馬県立県民健康科学大学HP - 看護職研究支援事業 http://www.gchs.ac.jp/topics/13707.html 平成29年度第1回看護研究セミナー「看護学研究計画書の作成」アンケート結果 平成29年度第2回看護研究セミナー「看護研究のための文献検索と文献検討」アンケート結果 平成29年度第3回看護研究セミナー「看護研究における倫理と手続き」アンケート結果 平成29年度看護職研究支援事業 看護研究個別支援申込者一覧（新規）・（継続） 平成29年度第4回看護研究セミナー「看護研究個別支援事業成果報告会」アンケート結果 放射線測定協力事業（川場村） http://www.vill.kawaba.gunma.jp/topic/img/92.pdf 平成28年度「出前なんでも講座」実施状況 平成28年度 看護学教員養成課程報告書 出前なんでも講座について http://www.pref.gunma.jp/07/b2111296.html</p>	<p>9-1 9-2 9-3 9-4 9-5 9-6 9-7 9-8 9-9 9-10 9-11 9-12 9-13 9-14</p>
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	<p>群馬県立県民健康科学大学学長選考規程 群馬県職員の職の設置に関する規則 群馬県立県民健康科学大学学部長選考規程 群馬県立県民健康科学大学附属図書館長選考規程 群馬県立県民健康科学大学専決規程 群馬県事務委任規則 群馬県行政組織規則 職員の任用に関する規則 職員の任用に関する規則実施細則 群馬県職員の給与に関する条例 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 群馬県人事評価実施要綱 群馬県職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める要綱 平成29年度事務職員研修受講状況 平成28年度群馬県事業評価について http://www.pref.gunma.jp/07/a2100489.html</p>	<p>10-(1)-1 10-(1)-2 10-(1)-3 10-(1)-4 10-(1)-5 10-(1)-6 10-(1)-7 10-(1)-8 10-(1)-9 10-(1)-10 10-(1)-11 10-(1)-12 10-(1)-13 10-(1)-14 10-(1)-15</p>

	平成28年度群馬県監査結果について http://www.pref.gunma.jp/contents/100011681.pdf 平成29年度評議員名簿 群馬県立県民健康科学大学規程集	10-(1)-16 10-(1)-17 10-(1)-18
10 大学運営・ 財務 (2) 財務	群馬県立県民健康科学大学 平成24年度から平成28年度の決算状況 科学研究費助成事業助成金受入状況 (過去5年分) 群馬県の平成28年度決算について http://www.pref.gunma.jp/cate_list/ct00005612.html 平成28年度群馬県歳入歳出決算審査意見書 http://www.pref.gunma.jp/07/v0100108.html 平成28年度群馬県行政報告抜粋 平成28年度決算に関する附属書類抜粋	10-(2)-1 10-(2)-2 10-(2)-3 10-(2)-4 10-(2)-5 10-(2)-6
その他	群馬県立県民健康科学大学 平成24年度から平成28年度の決算状況 (20180620内訳追加) 群馬県公立大学法人 中期計画	

5 学生の受け入れ	大学運営会議資料 平成29年11月開催議事録 大学運営会議資料 平成29年12月開催議事録 平成29年度第7回入試広報委員会会議録 看護学研究科博士後期課程 学生募集要項 (p17) 過去3年間の入試広報委員会の議事録 (平成27年度) 過去3年間の入試広報委員会の議事録 (平成28年度) 過去3年間の入試広報委員会の議事録 (平成29年度) 平成28年度第14回群馬県立県民健康科学大学大学運営会議議事録 PROG結果まとめ 平成27年度第1回診療放射線学部入試委員会会議録 平成28年度第9回入試広報委員会会議録 平成26年度第12回群馬県立県民健康科学大学診療放射線学部教授会資料 平成27年度第2回診療放射線学部入試委員会会議録 平成30年度以降の入試制度改革 (診療放射線学部) 入学者追跡調査の統計解析結果 (看護学部) 平成29年度第1回看護学部入試広報部会議事録 平成29年度第2回看護学部入試広報部会議事録 平成29年度第3回看護学部入試広報部会議事録 面接チェックリスト (看護) 面接チェックリスト (放射) 面接質問例 (看護) 面接質問例 (放射) 大学院博士前期課程入学試験 出願前面談の手引き		5-1 5-2 5-3 5-4 5-5 5-6 5-7 5-8 5-9 5-10 5-11 5-12 5-13 5-14 5-15 5-16 5-17 5-18 5-19 5-20 5-21 5-22 5-23
6 教員・教員組織	平成28年度第16回研究科委員会議事録 教員の担当科目一覧		6-1 6-2
7 学生支援	看護学部教授会資料 平成29年第11回議事録 平成29年第9回開催放射教授会 群馬県立県民健康科学大学の理念・目的・目標等 大学院指導教員学生担当一覧表 平成29年度カリキュラム評価アンケート結果について 平成30年度学生生活アンケートの集計結果について 支援体制 図1、2 次年度使用予定学生オリエンテーション資料	○	7-1 7-2 7-3 7-4 7-5 7-6 7-7 7-8
8 教育研究等環境	第2回研究セミナー【科研費の獲得に向けて】		8-1
9 社会連携・社会貢献	平成29年度第1回地域連携センター運営会議開催結果概要		9-1
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	群馬県立県民健康科学大学学則 群馬県公立大学法人組織規程 公立4大学研修会資料 (障害者雇用の現状としくみ) 個人情報保護研修会資料 国家試験の合格状況 医療従事者向け講習会の参加者数【H29年度第2回評議会資料】 群馬県公立大学法人法人規程集 群馬県立県民健康科学大学規程集		10-(1)-1 10-(1)-2 10-(1)-3 10-(1)-4 10-(1)-5 10-(1)-6 10-(1)-7 10-(1)-8
10 大学運営・財務 (2) 財務	平成30年度群馬県公立大学法人財政計画		10-(2)-1
その他	全体面談プレゼンテーション資料 平成30年度 科研費応募状況一覧 平成29年度 学生募集要項 (大学、大学院)		